

事業系ごみを減らしましょう！

6月1日～30日、10月1日～10月31日の期間、市町村等と共同で事業系ごみ削減キャンペーンを実施します!!

● 事業系ごみの削減は重要課題です！

現在、県内では年間約54万トンの事業系ごみが排出されています。ごみの最終処分場の残余容量がひっ迫している中、ごみの削減は重要な課題です。限りある資源を有効に活用するためにも、以下のチェック項目を参考に、一層のごみ減量・リサイクルに取り組みましょう。



埼玉県マスコット「コバトン」

県内年間排出量(年度)	H22	H30	R1	R2	削減目標 R7末※
事業系ごみ排出量(万トン)	53.4	53.5	54.4	49.1	45.1以下

※第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の目標

◆ 事業系ごみの削減に取り組むメリット

- ①循環型社会を構築する一員として、次世代によりよい環境を引き継ぎます。
- ②社会貢献する企業として、イメージアップに繋がります。
- ③ごみ処理に係る経費を減らすことができます。

事業系ごみを減らすには？ → チェックして取組を！

- 廃棄物の減量化に取り組んでいますか？
作業工程を再確認してみましょう！
- 安易に、廃棄物として処分していませんか？
御社にとって不用物でも、原料として売却できる物があります！
- 社内で、分別の徹底は図られていますか？
オフィスペーパーや金属くずなどは、分別すればリサイクルが(売却も)できます！
- 適正にリサイクルされていることを自ら確認していますか？
リサイクルを頼んだつもりが、ごみとして処理されているケースもあります！

【参考】 埼玉県内に登録のある廃棄物再生事業者一覧（県産業廃棄物指導課HP内）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/saiseijigyosya.html>

埼玉県 再生事業者

(登録)廃棄物再生事業者とは、廃棄物の再生を営んでいる事業者で、再生に必要な施設を有し、環境省令で定める基準に適合しているものとして、県知事の登録を受けた事業者です。

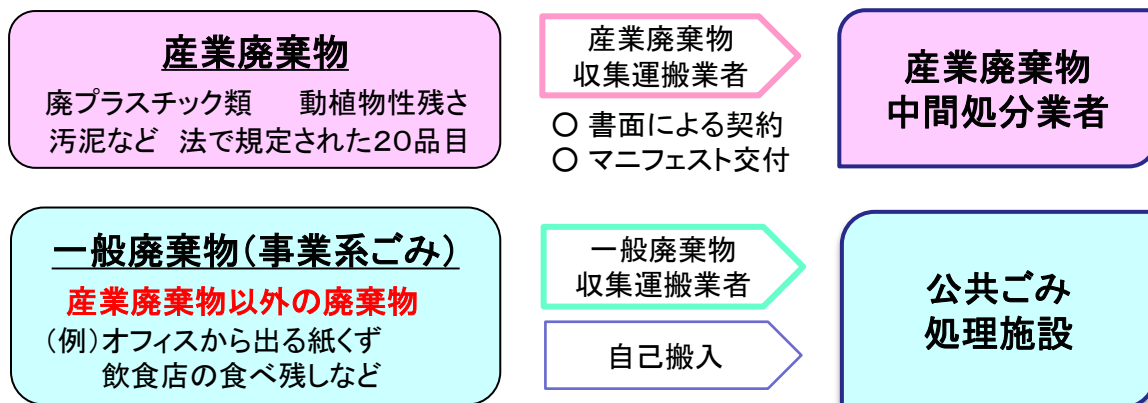
(注)(登録)廃棄物再生事業者以外にもリサイクル可能な事業者はいます。

事業者の責務

- ◆ **事業者の責務**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条 一部抜粋）
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
 - ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

注意！

事業者が排出するごみには「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、処分方法が異なります。



排出事業者が、廃棄物処理業の許可のない者に廃棄物の処理を委託した場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(併科)に処せられることがあります！

**事業系ごみの排出方法については
蕨戸田衛生センター組合業務課にご相談ください。**

ごみ減量化に関する蕨戸田衛生センター組合の取組

○事業系ごみ削減キャンペーン(6月、10月)

蕨市、戸田市において事業系ごみ削減に関する啓発活動や排出事業者に対する立入検査、蕨戸田衛生センター組合ごみ焼却施設における搬入物検査の実施などを行ないます。今年度は年間を通して検査を行なう予定です。

事業系ごみの排出方法につきましては、令和4・5年度廃棄物処分申請書に添付しております「事業系一般廃棄物の受け入れについて」を改めてご確認ください、適正な処理をお願い致します。

組合ホームページでも掲載しています。

事業系ごみ(一般廃棄物)の受入れ | 蕨戸田衛生センター組合
<http://www.warabitoda-e-c.or.jp/business/garbage/index.html>